

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和四年十二月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年八月二十三日奈良県指令郡土第八二一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十一月二十五日郡土第六五七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市新町七六七番一及び七六八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市矢田町五八四三番地一

堀口スエノ